

市民の公民館の利用を有料にしないでください

国分寺市市議会議員 井沢邦夫 様

国分寺市南町1-4-5こやなぎF号室
新日本婦人の会国分寺支部
支部長 徳永治美

公民館は、その場に集まっている利用者だけのものではありません。社会教育法により「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」として自治体が設置できると定められています。市民の誰もがいつでも利用できる場です。門戸を狭めないでください。

現在の国分寺市の公民館は、市が設置し、五館それぞれが独立した公民館運営審議会も機能した、全国にも誇れる住民のための公民館です。

高齢者が集まったの生涯学習や交流、保育室もあるので子育て支援や地域での育児の実現、様々な文化スポーツの発展、健康増進に大きく役割を果たしています。

公民館の自主事業も多くの市民がたのしみにしています。

有料化することで、サークルの負担が重くなり、活動に支障が出ます。小さなサークルの負担は特に大きくなり、公平性が失われます。

防災の観点からも、日頃の訓練から非常時の備えまで役割を果たし、すべての市民のものです。これまでどおり自治体の責任において、利用は無料を維持してください。

陳情項目

- ・公民館の有料化はしないでください。



上記に賛同し、署名します。

氏名

住所

氏名	住所